（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
司法書士懲戒処分、証票無効、不動産鑑定士懲戒処分関係　一三
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
文部科学省共済組合定款の一部変更関係　三〇
会社その他　三三

本号で公布された法令のあらまし

◇**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第三〇七号）（厚生労働省）

1　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第四七号）の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成一六年政令第二一〇号）の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

政　令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、この政令を制定する。

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十六第六項中「第三十三条の五」を「第三十三条の八」に改める。

第二条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第六項」を「第二条第五項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○内閣府告示第二百四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年十月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　沖縄県島尻郡久米島町

二　地域再生計画の名称　豊かなしま－久米島ものがたり－地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　沖縄県島尻郡久米島町の全域

四　地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針（地域再生計画の目標を達成するために必要な措置のうち、地域再生計画のよるべき方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画に記載されたものの概要　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府　経済産業省告示第五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十八の二第三項の規定による特定投資事業有限責任組合契約の指定に伴い、同条第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府　経済産業省告示第二号）第一条第二項各号に掲げる事項を次のとおり告示する。

平成二十五年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

一

組合の名称	山陰中小企業支援三号投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所	島根県松江市白潟本町七十一番地
無限責任組合員の氏名又は名称	ごうぎんキャピタル株式会社
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付	平成二十五年十一月六日

二

組合の名称	九州ＢＯＬＥＲＯ二号投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所	福岡市中央区大名二丁目四番二十二号
無限責任組合員の氏名又は名称	株式会社ドーガン・インベストメンツ
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付	平成二十五年十一月六日